

ASEAN等海外市場開拓（大連日本商品展覧会出展）事業 助成金交付要領

（通則）

第1条 この要領は、大連日本商品展覧会出展事業における助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象事業等）

第2条 助成対象事業、助成対象者、助成対象経費（消費税及び地方消費税を除く）、助成率、及び助成限度額は、次の表のとおりとする。

| 助成対象事業 | 助成対象者 | 助成対象経費 | 助成率及び助成限度額 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 大連日本商品展覧会出展事業 | 富山県内に事業所を有する企業で、大連日本商品展覧会に出展する者 ただし、他の助成制度と重複して申請している場合は、対象外とする。 | 出展料(小間料、小間装飾料) 渡航費 （日本出発地—大連—日本到着地の航空運賃（中国国内の都市を経由して大連に入る場合を含む） 宿泊費 （大連市内で展覧会開催期間を含む5泊分までの宿泊費） 通訳料 輸送費 | 助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切捨てる。 助成限度額は10万円とする。 |

（助成交付申請）

第3条 助成事業を実施する者（以下「助成事業者」という。）は、申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の申請を行うことができないものとする。

(1) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
- (3) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
- (4) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合。
- (5) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (6) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合。
- (7) 助成事業者が第2条第1項第4号又は第5号に定める者であり、その構成員が第1号から第6号に該当する場合。

（助成金の交付決定）

第4条 助成事業者から前条第一項の申請書の提出があったときは、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「法人」という。）は必要に応じてヒアリングを行い、選定委員会においてその内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により速やかに助成事業者に対して通知するものとする。

（助成事業の採択）

第5条 助成事業は、予算の範囲内で採択するものとする。

（助成金の交付の条件）

第6条 法人は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成事業者に対して助成事業を行うため締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関して条件を付すものとする。

（事業の中止及び廃止）

第7条 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、助成事業の中止・廃止承認申請書（様式第3号）を法人に提出し、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、第6条の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、定める期日までに、申請を取り下げることができる。

(助成事業の遂行)

第9条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況の報告)

第10条 助成事業者は、法人から助成事業の遂行状況の報告を求められた場合は、法人に対して助成事業の遂行状況の報告をしなければならない。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書(様式第4号)及び証拠書類(報告書、写真等)を法人に提出しなければならない。

(額の確定)

第12条 法人は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対して通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の支払い)

第13条 法人は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を助成事業者に支払うものとする。

(助成金の請求)

第14条 助成事業者は、前条の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、理事長が定める精算払請求書(様式第6号)により法人に助成金の支払い請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 法人は、助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 法人は、助成事業者が第 3 条第 2 項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第 16 条 法人は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 法人は、第 1 項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じたときは、当該命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき助成金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。

3 法人は、第 1 項又は第 2 項の規定により助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、返還すべき助成金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(報告等)

第 17 条 法人は、助成事業の適正化を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告させることができる。

(助成金の経理等)

第 18 条 助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後 5 年まで保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。